

令和5年度

観光庁関係
予算概算要求概要

令和4年8月

観光庁

目 次

1. 令和5年度観光庁関係予算概算要求総括表	1
2. 観光立国の復活に向けた施策の推進（事項要求）	3
3. 具体的施策	
(1) 観光立国復活に向けた基盤の強化	
・ 新たな交流市場の創出事業	5
・ ユニバーサルツーリズム促進事業	6
・ 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	7
・ 地域の資源を生かした宿泊業等の食の価値向上事業	8
・ ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業	9
・ 持続可能な観光推進モデル事業	10
・ DXや事業者間連携等を通じた観光地や観光産業の付加価値向上支援	11
・ 観光地・観光産業再生のための人材育成・確保等事業	12
・ 通訳ガイド制度の充実・強化	13
・ 健全な民泊サービスの普及	14
・ 観光統計の整備	15
(2) インバウンド回復に向けた戦略的取組	
・ 戦略的な訪日プロモーションの実施	17
・ MICE誘致の促進	18
・ 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり支援事業	19
・ 海外教育旅行プログラムの付加価値向上支援	20
4. 東日本大震災からの復興（復興枠）	
・ 福島県における観光関連復興支援事業	22
・ ブルーツーリズム推進支援事業	23
5. 国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開	24
6. 参考資料	26

1. 令和5年度観光庁関係予算概算要求総括表

予算概算要求総括表

(単位:百万円)

	令和5年度 要求額 (A)	前年度 予算額 (B)	対前年度 倍率 (A/B)
(1) 観光立国復活に向けた基盤の強化	7,221	6,724	1.07
① <u>新たな交流市場の開拓</u>			
新たな交流市場の創出事業	650	-	新規
[ポストコロナを見据えた新たなコンテンツ形成支援事業]	-	448	-
[「新たな旅のスタイル」促進事業]	-	325	-
ユニバーサルツーリズム促進事業	30	18	1.69
② <u>地域の魅力向上と持続可能な観光地域づくり</u>			
広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	763	763	1.00
地域の資源を生かした宿泊業等の食の価値向上事業	57	-	新規
ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業	3,064	2,706	1.13
持続可能な観光推進モデル事業	150	150	1.00
③ <u>観光産業の高付加価値化</u>			
D X や事業者間連携等を通じた観光地や観光産業の付加価値向上支援	1,500	-	新規
[新たなビジネス手法の導入による宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援]	-	550	-
[D X の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出]	-	781	-
観光地・観光産業再生のための人材育成・確保等事業	150	126	1.19
通訳ガイド制度の充実・強化	66	66	1.00
④ <u>その他</u>			
健全な民泊サービスの普及	117	117	1.00
観光統計の整備	673	673	1.00
(2) インバウンド回復に向けた戦略的取組	9,879	6,811	1.45
戦略的な訪日プロモーションの実施	9,300	6,540	1.42
M I C E 誘致の促進	159	251	0.63
地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり支援事業	400	-	新規
海外教育旅行プログラムの付加価値向上支援	20	20	1.00
(3) その他(経常事務費等)	588	624	0.94
合 計	17,688	14,158	1.25

※ 本表における計数は、端数処理の関係で、合計した額と一致しない場合がある。

※ 本表における計数は、政府情報システムに係る経費(デジタル庁一括計上分)を含む。

観光立国の復活に向けた施策の推進(事項要求)

ポストコロナを見据え、地方経済・雇用を支える観光立国の復活を図り、地方創生を進めるため、今後の感染状況や観光需要の動向等を踏まえつつ、予算編成過程で検討する。

東日本大震災からの復興(復興枠)

(単位:百万円)

	令和5年度 要求額 (A)	前年度 予算額 (B)	対前年度 倍率 (A/B)
福島県における観光関連復興支援事業	500	500	1.00
ブルーツーリズム推進支援事業	270	270	1.00
合 計	770	770	1.00

国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開

(単位:百万円)

	令和5年度 要求額 (A)	前年度 予算額 (B)	対前年度 倍率 (A/B)
国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開	27,000	8,095	3.34

※ 前年度予算額においては、上記のほか、三の丸尚蔵館の整備 9億円(宮内庁)についても、国際観光旅客税財源を充当。

2. 観光立国の復活に向けた施策の推進（事項要求）

○ ポストコロナを見据え、地方経済・雇用を支える観光立国の復活を図り、地方創生を進めるため、以下のような取組を強力に推進することが必要。

- ・ 宿泊施設のリニューアル、廃屋撤去等による観光地の再生・高付加価値化の取組
- ・ 旅行者の継続的な獲得、地域社会・経済・環境に好循環をもたらすコンテンツの造成・旅行需要喚起 等

観光地再生・高付加価値化事業

地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化を強力に推進するため、宿泊施設、観光施設、公的施設等の改修や観光地の魅力向上のための廃屋撤去などの取組の促進に向け、基金化などの計画的・継続的な支援策が可能となるよう制度を拡充。

施策イメージ



観光地の面的再生に資する
宿泊施設の大規模改修支援



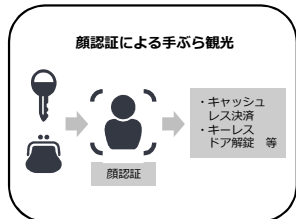
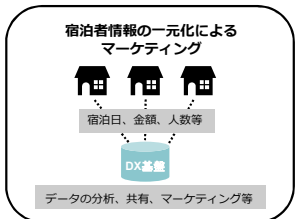
土産物店や飲食
店等の改修支援



公共施設への
民間施設の併設
等の改修支援



観光地の景観改善等に資する
廃屋の撤去支援



面的DX化支援

地域のブランド化に繋がるような観光資源の磨き上げ

旅行者が継続的に地域を訪問する好循環を構築するため、再訪意欲を掻き立て、地域のブランド化に繋がり、地域に収益をもたらすような観光コンテンツの造成等を支援。

施策イメージ

地域の観光資源の磨き上げ



- ・ 来訪目的の多様化
- ・ 地域社会等への還元

- ・ 観光客の増加、満足度向上
- ・ リピーター獲得

3. 具体的施策

(1) 観光立国復活に向けた基盤の強化

新たな交流市場の創出事業

要求額(観光資源課、観光地域振興課)：650百万円

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、人々の行動様式・生活様式・労働様式は変化し、ニーズが多様化している。
- ポストコロナを見据え、地域との関係性構築を通じて、継続した来訪を促進するための「第2のふるさとづくり」、企業と地域によるワーケーションの取組や将来にわたって旅行者を惹きつける新たなレガシー形成により、国内外の観光需要を喚起し、交流人口や関係人口の拡大、地域活性化を図る。

「第2のふるさとづくり」の普及・定着及びワーケーションの推進

- ・ **自然環境に触れる旅**、田舎にあこがれを持って関わりを求めるニーズがあることを踏まえ、「第2のふるさと」をつくり、「**何度も地域に通う旅、帰る旅**」の創出を図る。
- ・ 令和4年度事業を踏まえると、例えば、学びや地域貢献などの価値をどれだけ多面的に創出できるか、来訪の度に新たな学びがある深い体験ができるか、来訪後の関心の継続性等の課題が明らかになっている。
令和5年度は、**継続した来訪を促進するための戦略策定、地域の受入体制整備**に取り組む必要があり、**地域との交流の拡大、滞在環境・移動環境の整備**に向けた**モデル実証**等を実施する。
- ・ また、**ワーケーション推進**に当たっては、これまでの取組を踏まえ、企業による地域貢献など、**企業のニーズを踏まえた取組等**が必要であり、企業の意向改善や地域の受入体制整備に向けた**モデル実証**等を実施し、裾野の拡大に取り組む。



地域住民との交流を深めつつ野菜収穫を体験
(第2のふるさとづくりの事例)



企業が地域でグループワークを実施
(ワーケーションの事例)

将来にわたって旅行者を惹きつける 地域・日本の新たなレガシー形成

- ・ 将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながるレガシー形成が重要。
- ・ 地域と連携しながら、レガシー形成に関するFS調査や調査結果を踏まえたプラン作成等を行う。



面的なレガシー形成のイメージ

ユニバーサルツーリズム促進事業

要求額(観光産業課)：30百万円

ユニバーサルツーリズムとは

- ユニバーサルツーリズムとは、すべての人が楽しめるよう創られた旅行のこと。
- 高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行の普及を目指す。

事業目的

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本方針における5年間の目標である「心のバリアフリー」の用語の認知度：50%、高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合：原則100%の達成に寄与するため、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」認定数の増加と制度の周知促進を図り、以てユニバーサルツーリズムの普及促進を図る。

事業概要

・認定件数増加方策の検討・展開

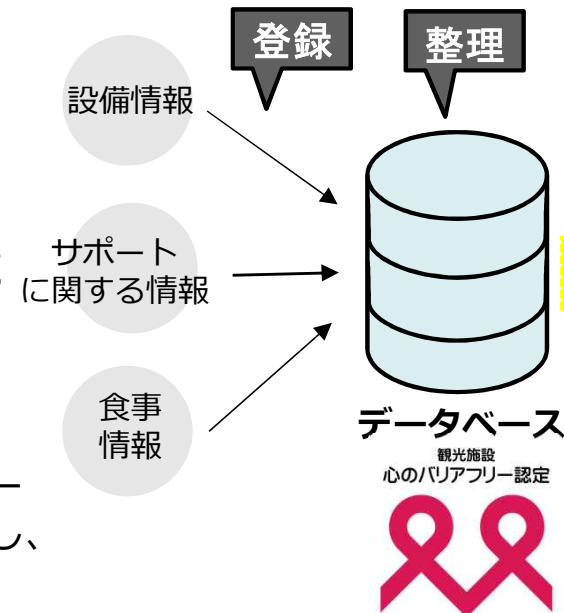
令和4年度に検討する対象施設追加の結論も踏まえ、認定施設のプロモーションやモニターツアーを実施、各施設の対応を評価し、モニターツアー等を通じて得た成果の情報発信

・バリアフリー施設の情報整備

利用者の利便性の向上や認定施設のPRに資するため、認定施設のハード・ソフト両面のバリアフリー情報のDB等を作成

・ユニバーサルツーリズムの推進に向けた環境整備

障がい者種別等に応じた旅行商品造成に資するモデルツアーを実施することで、上記DBも活用した商品組成手法を確立し、ノウハウを共有



DBを活用したツアー造成



広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

要求額（観光地域振興課）：763百万円

事業概要

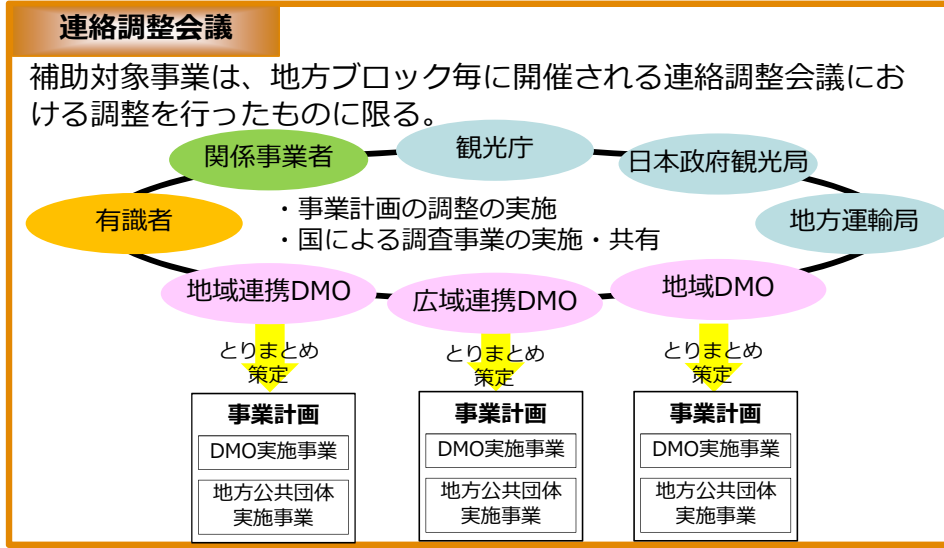
※DMO（Destination Management/Marketing Organization）の呼称

地方部への誘客を図りつつ、国内外の旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（DMO※）が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。

支援制度

・ **補助対象事業：**
登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた、地方部への誘客を図りつつ、国内外の旅行者の各地域への周遊促進を目的とした以下の取組

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション



具体的な支援イメージ

①調査・戦略策定	②滞在コンテンツの充実	③受入環境整備	④旅行商品流通環境整備	⑤情報発信・プロモーション
<p>データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。</p> <p>マーケティング調査</p>	<p>地方部への誘客につながる地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。</p> <p>集落の散策</p>	<p>HP等で混雑状況の情報を提供するシステムや、観光地の案内アプリの整備等を支援。</p> <p>混雑状況の情報提供</p>	<p>旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援。</p> <p>商談会への参加</p>	<p>WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。</p> <p>WEBを活用したエリア内の魅力発信</p>

・ **補助対象者：**
登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）

・ **補助率：**
①：定額（上限1,000万円）
②～⑤：事業費の1/2等
※重点支援DMOが実施主体となるなど一定の要件を満たす事業について支援を強化

地域の資源を生かした宿泊業等の食の価値向上事業

要求額(観光産業課)：57百万円

背景・課題

- 地域の観光産業・旅行消費の核となる宿泊業において、地域の食材の積極活用等により食の価値を高めることは、地域独自の資源を楽しみたい旅行者への訴求力を強化し宿泊業の付加価値の向上につながると同時に、地域経済への裨益効果を増大させることにつながる。
- 一方で、宿泊業における食の提供については、以下のような課題を抱えている。
 - ・ ガストロノミー等、食をウリとして滞在価値を高め、付加価値向上を実現している宿泊事業者が少ない。
 - ・ 山間部の旅館でマグロの刺身が出されるなど、地域の食材を有効活用できていない宿泊事業者が多数存在。



山間部の旅館で刺身が出る

事業概要

地域の食材の積極活用等により食の価値を高め、宿泊業の付加価値の向上を進めると同時に、地域経済への裨益効果を増大させる取組について、調査・検証する。

- 食をウリにできていない宿泊施設に対して、一流シェフのマッチング支援等を行い、地域の食材を有効活用しつつ、地域独自の資源や「食」を楽しみたい旅行者のニーズに対し訴求力のある食の提供に繋げる。
- 食をウリとして滞在価値を高め、付加価値向上を実現する取組を行うトップランナーの宿泊施設の事例収集・周知を行い、他の宿泊施設における同様の取組を促進。



地域食材を使った料理

ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業

要求額(参事官(外客受入担当)) : 3,064百万円

○ポストコロナを見据え、観光地・宿泊施設・公共交通機関の各場面において、ストレスフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、オーバーツーリズムの防止等により、地域・旅行者の双方がメリットを享受できる環境づくりも念頭に、持続可能な観光地域づくりに資する環境整備の促進を図る。

● 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備の取組を支援

■ 自然環境、文化等の地域資源の保全・活用



- ・ 有料トイレの整備
- ・ 入域料の徴収のためのシステム整備

■ オーバーツーリズムの未然防止



- ・ 混雑平準化のためのシステム（混雑状況の可視化等）の整備
- ・ マナー啓発に必要な備品、施設等の整備

等

等

● 観光施設等における危機管理対応能力強化・訪日外国人患者の受入機能強化に向けた取組を支援

■ 感染症対策等の危機管理対応能力強化



- ・ 感染症対策強化
- ・ 避難所機能強化
- ・ 災害時の多言語対応強化

■ 訪日外国人患者受入機能強化



- ・ 翻訳機器の整備

“発熱”→ “fever”

等

- 災害時等における観光危機管理計画の策定及び訓練の実施を支援

● 滞在・移動空間の快適性や利便性等の向上に向けた取組を支援

■ ストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備



- ・ 非接触チェックイン
- ・ キーレスシステムの導入 等



- ・ 客室・浴室のバリアフリー化 等

■ 交通サービスの受入環境整備



- ・ 段差解消（エレベーター）



- ・ UDタクシー



- ・ 携帯型翻訳機



- ・ 観光列車

等

【補助率 1/2、1/3 等】

※上記に加え、必要な調査・実証事業を実施

持続可能な観光推進モデル事業

要求額(参事官(外客受入担当)): 150百万円

- オーバーツーリズムの未然防止や、地域の自然・文化や生業等の保全・活用にかかる「持続可能な観光の推進」は世界的な関心が高まる中、インバウンドの本格的な再開に向けて観光関係者が一体となって取り組むべき喫緊の課題。
- 人材育成支援等を通じた地域におけるマネジメント体制の構築を促進し、「持続可能な観光」を推進する上での裾野拡大を図るとともに、地域の課題解決の支援を通じて優良モデルの構築を行う。

(※) 国際観光機関 (UNWTO) における「持続可能な観光」の定義:

訪問客、業界、環境及び訪問客を受け入れるコミュニティニーズに対応しつつ、現在及び将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光

持続可能な観光地域づくりに向けた課題

- ✓ 一過性の対応に終始するのではなく、長期的な視野に立った観光マネジメントの一環として、地域社会における経済利益・コミュニティ・旅行者・文化資源・環境等に対する利益の最大化等の様々な側面への影響を考慮し、地域の観光関係者等が共通の目的や役割を共有しながら、計画の策定・推進に取り組むことが必要。



<混雑>



<マナー違反>

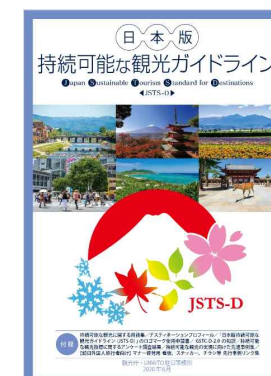
【主な事業】

① 持続可能な観光の推進における優良モデルの構築

観光を活用して持続的な地域マネジメントが期待できる自治体等において、実証事業を通じてオーバーツーリズムの未然防止等の地域の課題解決に取り組み、より強固な観光地マネジメントを確立する優良モデルの構築を行う。

② 持続可能な観光の推進に意欲的な地域を対象とした人材育成

地域の観光関係者に対し、日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D) に基づく持続可能な観光を実践する研修プログラムの実施等を行う。



日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D)

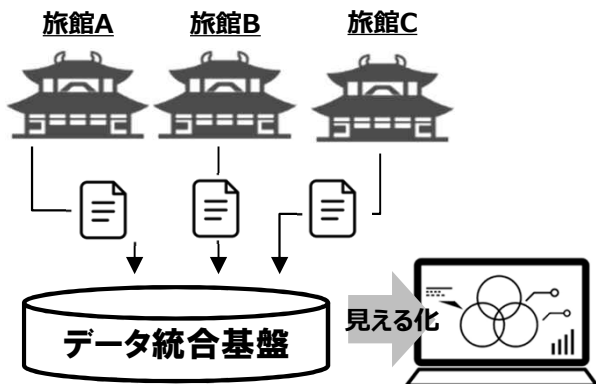
- 観光産業の生産性向上等を図るため、地域内の宿泊施設における予約・在庫等に関するデータの共有と利活用を促進するとともに、地域の参考となるような、観光産業と他業種との連携における先駆モデル創出を目指す。

施策イメージ

宿泊施設のデータを活用した 地域全体の生産性・収益力向上

宿泊施設におけるPMS等のシステムを地域共通の基盤に接続し、予約・在庫等のデータを地域の関係事業者と共有化することで、需要予測に基づく最適な在庫管理や価格調整を可能にし、地域が一体となった生産性・収益力向上を実現する。

(対象：宿泊事業者、温泉街等)



地域内・地域外における異業種連携の促進

観光産業だけでなく、福祉産業、イベント・スポーツ産業など異なる業種との連携を促進することで、観光産業の生産性向上に加え、旅行者の利便性向上、観光地経営の改善を実現する。

観光産業の生産性向上

宿泊施設を最大限に有効活用し、異業種間で連携することにより売上安定化、販路拡大、地域を巻き込んだマーケティングの活性化等を図る。

※単独の取組ではなく、地域における多様な連携、地域への裨益効果を高められるような取組等を重点的に支援。

宿泊事業 福祉事業

連携

宿泊施設での福祉事業の実施 等
宿泊施設の有効活用による売上安定化

旅館

IT分野 飲食店

地域内での連携

- 販路拡大
- マーケティングの活性化

異業種連携の促進

旅行者の利便性向上、観光地経営の高度化

イベント、スポーツの興行主等が来場者の顧客データ、行動データ等を周辺の自治体、DMOに共有することで、自治体・DMOではデータに基づいたマーケティングが可能となり、より旅行者のニーズに即した情報提供が可能となる。

また、同様のデータをイベント、スポーツの興行主等の間で連携することで、相互送客が可能となり、旅行者数の増加、消費額の向上を実現。

イベント・スポーツ等事業者 来訪予定者

購入状況を登録

TICKET

来訪・需要を予測

データ統合基盤

来訪予定者に情報提供
行動変容を誘引

観光事業者

来訪予定者への情報提供による周遊促進、売上拡大

豊富な観光情報による満足度向上

観光地・観光産業再生のための人材育成・確保等事業

要求額(参事官(観光人材政策担当)、観光産業課)：150百万円

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○他産業と比較して、低い収益性や生産性、賃金水準の改善に向けて、稼げる地域・産業を担う人材の育成・確保が必要。 ○観光産業の現場の担い手が不足。 ○将来の観光産業人材の確保とともに、地域人材の中から潜在的な「観光人材」を掘り起こし、多面的に育成することが必要。
必要な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○稼げる地域・産業の実現を担う人材育成に向けてリカレント教育の強化や産学官連携の促進を通じ、IT、マーケティング、会計、ファイナンス、マネジメント、地域振興の知見・スキルを習得する環境の整備を図る。 ○担い手の裾野の拡大のため、外国人を含めた多様な人材の確保を図る。 ○地域活性化の観点から「観光教育」を捉え直し、各地域に根ざした人材育成の取組（*学校教育に限定されない）を推進する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>教育未来創造会議 第一次提言（R4.5.10）（「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」）（抄）</p> <p>④地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成（抄）</p> <p>・大学等におけるリカレント教育の強化や産学官連携の促進等を通じた、ITやマーケティング、地域振興の知見・スキル等を有する観光人材の育成を推進する。</p> </div>

（事業概要）

参考:「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会(最終とりまとめ)」、「新しい資本主義のグランドデザイン・フォローアップ」

地域づくり人材・産業人材育成

- ポストコロナ時代に求められる観光人材育成プログラムの広域展開
 - ・産学連携協議会（※）において指針準拠の教育プログラムを検討
 - ・上記プログラムの周知、活用の働きかけ（教材開発、HP掲載、業界団体への周知等）
- （※）産学が連携した協議（産学連携協議会）の場の設置（R4～）
 - DMO、大学、専門学校、民間事業者が参加
 - 「施策の効果検証に関する調査」「産業界や地域のニーズに対応した教育プログラムに関する調査」を踏まえた人材像・スキルの明確化
 - 産業界のニーズを反映した教育プログラムの指針を作成
- 優れた観光産業人材の育成支援
 - ・現場受入型研修（OJT）の実施 等

人材確保

- 外国人材の確保
 - ・外国人材と宿泊施設のマッチング支援（国内、海外）
 - ・宿泊事業者等への制度周知セミナー
 - ・外国人材受入れに意欲的な地域への専門家派遣
 - ・情報管理システム等の保守・運用

地域活性化のための観光教育

- 地域活性化のための観光教育の展開
 - ・従来型の「観光教育」の枠組みにとらわれない「観光人材」の育成に取り組み優良事例を広く収集
 - ・地域のDMO・自治体・学校・業界、関係団体等の連携による、地域活性化に資する「観光教育」の取組を支援（持続可能な観光の観点も留意。既存の小中高の観光教育プログラムも改良）

通訳ガイド制度の充実・強化

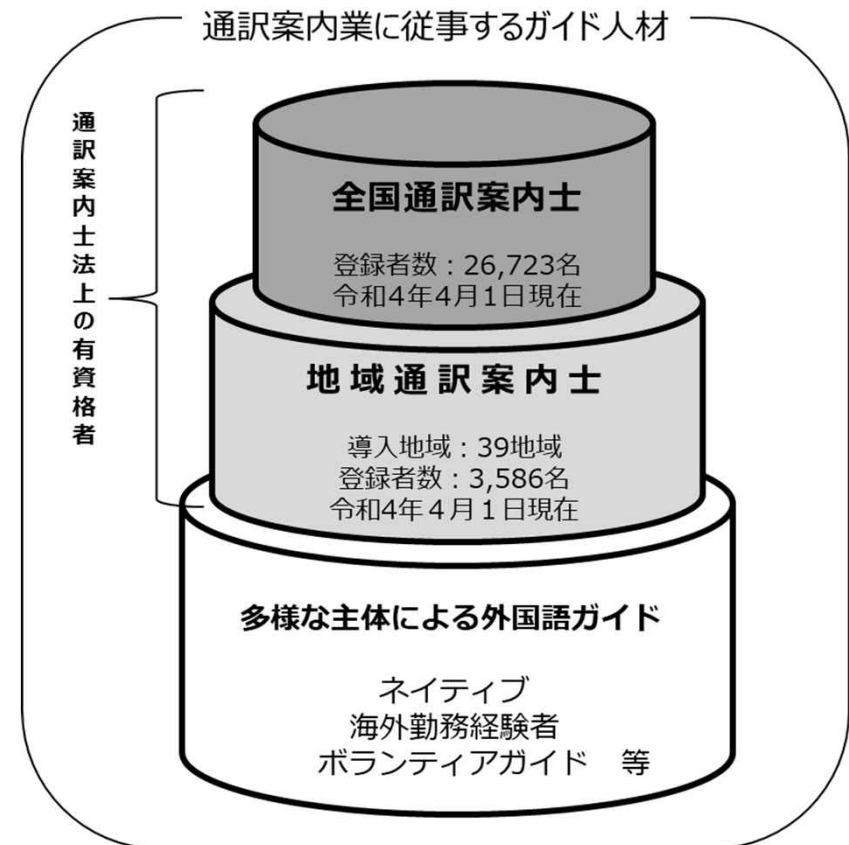
要求額(国際観光課) : 66百万円

背景・課題

- 訪日外国人旅行者の増加や興味関心の多様化を背景に、通訳ガイドの量的拡大と多様化するガイドニーズに的確に対応するため、改正通訳案内士法の施行(平成30年1月)により、資格を持たない者も有償でガイド行為が可能(外国語ガイド)となった。そのため、通訳ガイドの質の維持・向上、資格取得を促す活動の推進、有資格者の多方面での活用に取り組んでいるところ。
- ポストコロナを見据えてはインバウンドの回復や、多様化・深度化する訪日外国人旅行者のニーズに対応していくため通訳ガイドの更なる質の向上、魅力の向上及び通訳ガイド活用の場の拡大を促進する。

事業概要

- ◆訪日外国人旅行者からの需要が見込まれる分野の研修等により、旅行商品の付加価値向上に資する通訳ガイドを育成、活用促進する。
- ◆旅行会社等が一括して全国の通訳案内士を検索できるデータベース(通訳案内士登録情報検索サービス)を運営することにより、有資格者の就業機会確保を図る。

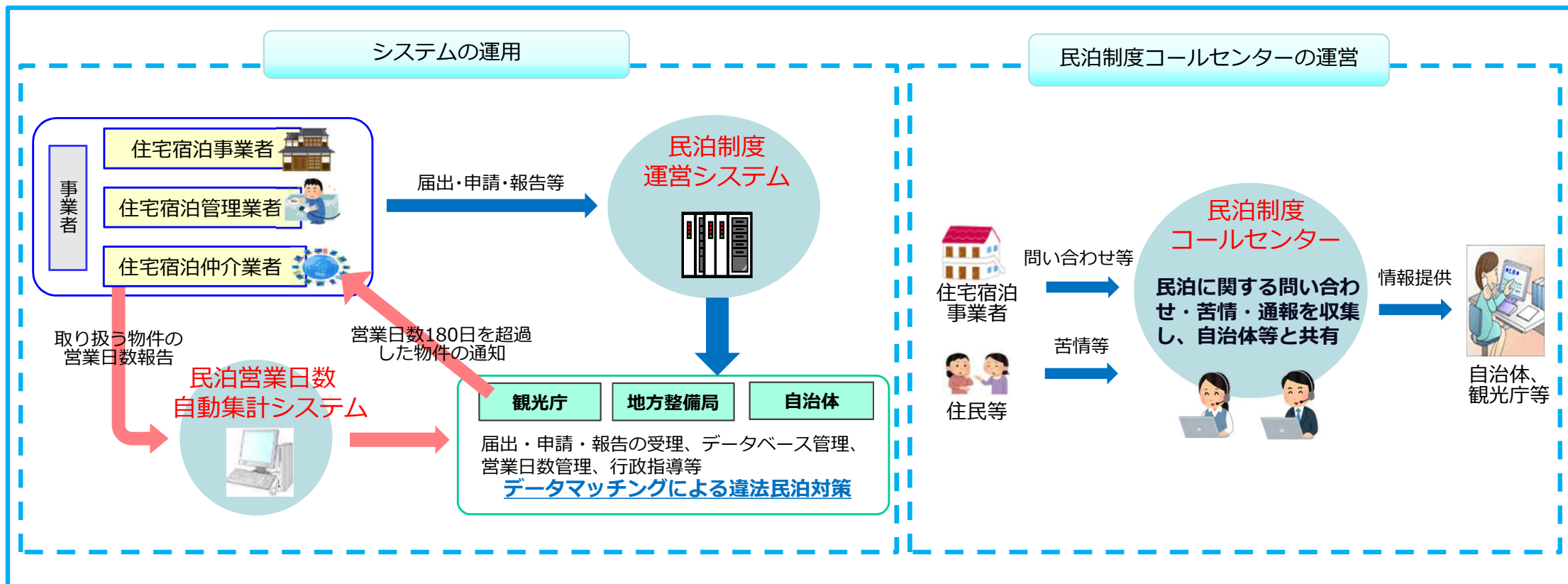


健全な民泊サービスの普及

要求額(観光産業課) : 117百万円

- 住宅宿泊事業について、違法民泊を排除し、公正な市場を確保することにより、健全な民泊サービスを普及させるため、住宅宿泊事業の届出情報や民泊仲介業者から取得した届出住宅ごとの宿泊日数等を管理するシステムの運用と民泊サービスに係る問合せ、苦情等を収集する民泊制度コールセンターの運営を行い、違法民泊対策に活用する。

システムの運用とコールセンターの運営

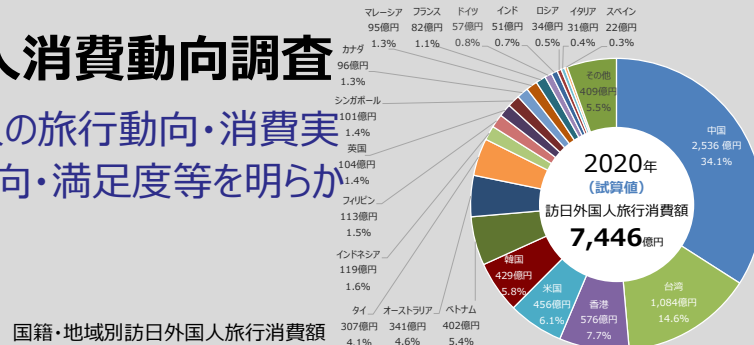


観光統計の整備は、観光施策の企画・立案等のために必要であり、全国・都道府県レベルやさらに詳細な地域レベルの旅行者数等を把握することにより、地方への誘客や消費の拡大等、地方創生に資する観光施策への展開を行い、観光地域づくりを支援する。

<外国人>

訪日外国人消費動向調査

- 訪日外国人の旅行動向・消費実態、再訪意向・満足度等を明らかにする。

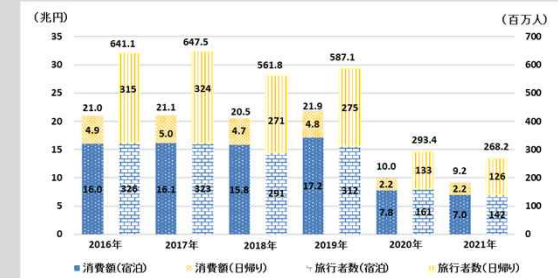


<日本人>

旅行・観光消費動向調査

日本人国内旅行消費額と旅行者数

- 国民の旅行の実態を把握するとともに、観光消費の経済波及効果を明らかにする。



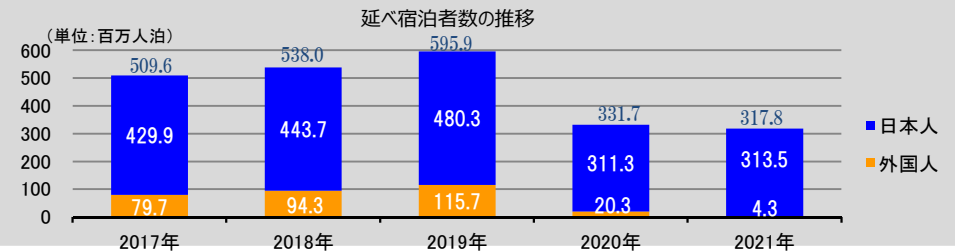
地域の観光統計

※ 上記2統計の結果を基に、加工して作成

- 都道府県別の入込客数や宿泊費・飲食費等の費目別の消費実態を明らかにする。

宿泊旅行統計調査

- 我が国における日本人・外国人の宿泊旅行の実態を明らかにする。



高付加価値旅行者消費額推計に係る業務

- 訪日外国人消費動向調査において捕捉が難しい高付加価値旅行者についての消費額推計方法の検討。

※高付加価値旅行者＝着地消費額100万円以上/人・回

(2) インバウンド回復に向けた戦略的取組

戦略的な訪日プロモーションの実施

要求額(国際観光課) : 9,300百万円

- ポストコロナを見据え、入国緩和の状況等に応じ、市場ごとに、段階的にプロモーション事業を拡大してきたところ、短期的には**インバウンドの回復**に向けた取組を積み重ねるとともに、中長期的には**旅行消費額増加**や**ポストコロナの旅行ニーズへの対応**等に取り組むことで、本格的なインバウンド回復を実現するため、**プロモーションを実施**する。

インバウンドの回復に向けたスタートダッシュ

- 航空会社・OTA等との共同広告を通じて、訪日旅行を促進するとともに、地方路線の復便等を後押し。
- コロナ禍で高まったリピーターの訪日意欲を、訪日予約につなげるための大規模なアジアキャンペーンを実施。



デジタル技術を活用したマーケティング基盤の強化

- デジタルマーケティング技術の活用により効果的な発信を行い、国内外の旅行・メディア関係者とのネットワーク強化により、マーケティング基盤の強化等を図る。

ポストコロナの旅行ニーズへの対応

- ポストコロナにおいて訴求力が高い、アウトドアスポーツやサステナブル等の観光コンテンツの発信を強化。



消費額の増加

- 高付加価値旅行者の誘致強化や、消費単価が高い欧米豪市場を中心に情報発信を実施。



地方誘客の促進

- コロナ後を見据えて地方で磨き上げた観光資源の新たな魅力を発信することで、地方誘客を促進。
- 地方の認知度・興味関心向上のため、広域連携DMOと連携した情報発信や、2025年大阪・関西万博の機会を捉えたプロモーションを実施。



ポストコロナを見据えたMICEの安全な再開と更なる国際競争力強化に向け、JNTOによる情報発信・マーケティング展開とあわせて、コンベンションビューロー等に対するオンラインと対面を組み合わせたハイブリッド会議開催等に係るノウハウ支援、今後需要回復が期待されるインセンティブ旅行の誘致支援等を実施する。また、国際機関との連携等を通じて、ポストコロナの国際観光の潮流に即した取組の共有を図るとともに、アジア太平洋地域への展開を図る。

MICE誘致の国際競争力の強化・開催地の魅力向上と基盤の整備

- ◆ 国際会議誘致に関する国際競争力の強化
ハイブリッド化やSDGs対応等、コンベンションビューロー等に対するMICEの誘致開催支援
- ◆ インセンティブ旅行の誘致力の向上
インセンティブ誘致に必要な体制整備、魅力的なコンテンツの開発
- ◆ MICE施設の的確な運営
コンセッション導入に向けた実現可能性等を調査 等

・ MICE開催件数、外国人参加者、外国人滞在消費額の早期回復

JNTOのマーケティング展開

- ◆ 日本の安全性に加え、ポストコロナに対応する新しいコンテンツの情報発信
- ◆ 国際PCO協会とのデスティネーションパートナーシップやMICEアンバサダープログラム等を活用した国際会議誘致支援の強化
- ◆ 今後需要回復が期待されるインセンティブ旅行の誘致と開催支援
- ◆ データを活用したマーケティングによるMICE誘致力強化
- ◆ SDGs等新たなニーズも踏まえた、MICEの専門人材の育成

・ 日本のMICE開催地としての認知度向上
・ 具体的な誘致案件の発掘
・ 地方への誘客

国連世界観光機関（UNWTO）・関係諸外国との連携による国際観光シンポジウム等の開催

- ◆ UNWTOの有する知見も活用し、諸外国の観光地における持続可能な観光の実現に取り組む先進事例等を分析する。
- ◆ 国際機関との連携等を通じて、持続可能な観光の実現に関し、国際レベルで推奨される取組を共有し、その認知度向上を図るとともに、アジア太平洋地域への展開を図る。

・ 国際レベルで求められる持続可能な観光に係る関係者の取組促進
・ ポストコロナの国際的な観光交流の復活の契機
・ アジア太平洋地域における日本のプレゼンス強化

地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり支援事業

要求額(国際観光課) : 400百万円

- ◆高付加価値旅行者層(着地消費100万円/人以上)は、訪日旅行者全体の約1%(29万人)に過ぎないが、消費額の約11.5%を占める*。ただし、獲得シェアや地方への訪問率は大きいとは言えず、地方訪問を促すことによる地方創生への貢献が期待される。
- ◆地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりを推進するため、今年度中にモデル観光地を10カ所程度選定することとしており、これらの地域に対して総合的な施策を集中的に講じる。
- ◆本事業では、必要な体制構築及び中長期のビジョン設計のため、モデル観光地における**地域のマスタープランの策定**等の支援を行う。
 - 経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)(令和4年6月7日閣議決定):「高付加価値旅行者の誘客(中略)を強力に推進する。」
 - 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ(成長戦略)(同日):
「訪日旅行における消費単価が高い高付加価値旅行者の誘客促進のため、2022年度中に、高付加価値旅行者を誘客できる可能性のある地域をモデル観光地として全国10カ所程度選定し、高付加価値な宿泊施設整備、観光資源の発掘・磨き上げ、ガイド等の人材育成、海外セールスを集中的に支援する。」

※数値は日本政府観光局調査(令和元年)による。

取組内容

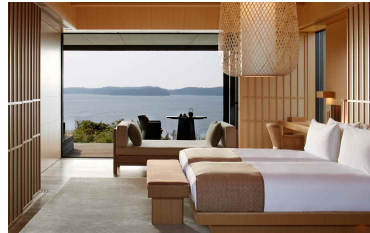
モデル観光地が高付加価値インバウンド観光地づくりに取り組む体制を確立するため、地域のマスタープランの策定等を支援する。

支援内容(例)

- 専門人材(ファイナンス、観光コンテンツ、デベロップメント、ブランディング等)の派遣による戦略・計画策定
- マーケティング調査、戦略の策定
→ 市場調査の実施、マーケティング戦略策定(ターゲット設定、ニーズの把握等) 等



希少で高度な体験価値の提供(ウリ)



上質な滞在施設や宿泊施設の整備(ヤド)



ガイドやホスピタリティ人材等(ヒト)



海外の高付加価値層とのネットワーク強化・情報発信力強化(コネ)



シームレスな移動環境の整備(アシ)

海外教育旅行プログラムの付加価値向上支援

要求額(参事官(旅行振興担当)): 20百万円

事業目的・概要等

背景・目的

- アウトバウンドの増加により国際航空路線の拡充、日本人の国際感覚の向上、国民の国際相互理解の増進等が期待される。
- 特に、教育的効果の高い海外教育旅行は、若者の海外への関心を高め、将来的な海外志向、ひいては中長期的なアウトバウンドの増加にも寄与。そのためには、旅行事業者と教育関係者の連携が重要。特に、多様化する国際意識の変化(SDGs等)を取り込んだ付加価値の高い教育旅行プログラムへの期待が高まっており、より一層の連携が求められる。
- 他方、旅行業界では新型コロナの影響で人材流出・事業縮小等が生じている状況。観光産業を支える旅行事業者の復活・活性化のために企画力の向上やコンテンツの充実を促進していく必要。

事業概要

- 学校関係者等と旅行事業者が連携し、翌年度以降の商品化を前提としたSDGs等の国際的な潮流を盛り込んだ海外教育旅行プログラムを企画し、国が優良な企画を採択。
- 提案のあった企画に対し、業界団体、観光関連機関、関係する府省庁等からのアドバイスを求め、高付加価値なプログラムの開発をサポート。
- これまでの海外修学旅行再開に向けた情報発信に係る取組みを踏まえて、質の高い海外教育旅行プログラムの普及・啓発活動を関係省庁・観光業界等と連携しながら実施する。

事業イメージ

質の高い海外教育旅行 コンテンツの開発支援

○プログラムの企画提案

学校関係者等×旅行業者

企画開発に係る助言等のサポート

業界団体・観光関連機関・
関係府省庁等

内容を
反映

国内での普及・啓発活動 情報発信ツールのコンテンツ充実

○国内での普及・啓発活動

- ・セミナーの実施
- ・関係団体等と連携強化

○情報発信ツールのコンテンツ充実

- ・セミナー動画のアーカイブ配信
- ・啓発パンフレットの更新

参考事例

ケンブリッジ大学での体験型プログラム (イギリス)




- ・海外からの高校生等を受け入れ、「サイエンスとグローバルリーダーシップ」を軸に様々なテーマに関するディスカッションや、体験型プログラムを実施。
- ・ソーラーカー製作見学を通して再生可能エネルギーについて学習。
- ・フィールドワークで街に出て脱プラスチック化の現状を学習。

4. 東日本大震災からの復興(復興枠)

福島県における観光復興を促進するため、同県が福島県観光関連復興事業実施計画に基づいて実施する
 ①滞在コンテンツの充実・強化、②受入環境の整備、③プロモーションの強化、④観光復興促進のための調査を支援し、国内外から福島県への誘客を図る。

事業概要

- ・補助対象事業：福島県の観光復興を促進することを目的とする以下の取組
 ①滞在コンテンツの充実・強化、②受入環境の整備、③プロモーションの強化、④観光復興促進のための調査
- ・交付対象事業者：福島県
- ・補助率：浜通りのみを対象とする取組は8/10、浜通り及び浜通り以外の区域を対象とする取組は7/10

滞在コンテンツの充実・強化	受入環境の整備	プロモーションの強化	観光復興促進のための調査
<p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人旅行者向けホープツーリズム(※)として、サイクリングやワーケーションと掛け合わせたプログラムの造成 ※震災・原発事故の被災地域をフィールドとした、新しい教育旅行プログラム。 ・SDGsの視点を取り入れた探究型の教育旅行プログラムの造成 ・福島空港発着の旅行商品の造成  <p>ホープツーリズムのプログラム造成のためモニターツアーを実施</p>	<p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人旅行者向けホープツーリズムのための対応環境の整備 ・ホープツーリズムのツアーをマネジメントする人材育成研修の実施 ・ホープツーリズムの教材制作  <p>ホープツーリズムのツアー中や事前事後学習時に理解を深めるための教材を制作</p>	<p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台湾・ベトナム・タイ・欧米豪での現地窓口設置を通じた現地旅行会社への商品造成の働きかけ ・WEBサイトやSNS、旅行博における福島の魅力のPR ・メディアやインフルエンサー招請を通じた情報発信  <p>台湾で開催の旅行博に出展し、福島の魅力をPR</p>	<p>(取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜通りにおける受入環境の整備の状況に関する調査の実施 ・浜通りを含む主要観光地点におけるアンケート調査の実施  <p>風評の実態把握や課題抽出のため調査を実施(写真：道の駅なみえでの調査の様子)</p>

ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高め、国内外からの誘客と観光客の定着を図るために行う、①海水浴場等の受入環境整備、②海の魅力を体験できるコンテンツの充実、③海にフォーカスしたプロモーション、④ビーチ等の国際認証の取得に向けた取組等を総合的に支援する。

事業概要

- ・ 補助対象事業：海の魅力を高めるブルーツーリズム(※1)の推進を目的とする以下の取組
①海水浴場等の受入環境整備、②コンテンツの充実、③プロモーションの実施、
④ブルーフラッグ認証取得に向けた取組
- ・ 補助対象者：岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市町村、観光協会、登録DMO

※1：海の魅力を体験する海洋レジャー等を目的とする旅行をいう。

・ 補助率：8 / 10

海水浴場等の受入環境整備支援

老朽化した海の家シャワー・更衣室の改修等、海に関係するレジャーに必要な海岸の施設の整備・改修等を支援。



コンテンツの充実支援

SUP(※2)やヨガ等、海の魅力を体験できるコンテンツの造成・磨き上げ等を支援。

※2：「Stand Up Paddleboard(スタンドアップパドルボード)」の略称。ボードの上に立ち、パドルを漕いで水面を進むアクティビティ。



プロモーションの実施支援

旅行博等イベントへの出展、WEB・SNSを活用した広告等、プロモーションの実施を支援。



ブルーフラッグ認証取得支援

ビーチ等の国際環境認証である「ブルーフラッグ認証」の取得に必要な取組を支援。



5. 国際観光旅客税を活用した より高次元な観光施策の展開

国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開

要求額：27,000百万円

- 国際観光旅客税の税収（以下「観光財源」という。）を充当する予算は、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」（「国際観光振興法」）第12条に規定する国際観光振興施策に必要な経費に充てるものとされている。
- また、観光財源を充当する予算は、「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（令和3年12月24日観光立国推進閣僚会議決定）に基づいて対応するものとされており、観光庁に一括計上して予算要求する。
- 令和5年度に観光財源を充当する施策については、上記基本方針に基づき、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、①受益と負担の関係から負担者の納得が得られること、②先進性が高く費用対効果が高い取り組みであること、③地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致することを基本的な考え方とし、特に新規性・緊急性の高い施策に充てる。
- なお、具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、常に上記の考え方を満たすものとなるべく、毎年度洗い替えが行えるよう、観光戦略実行推進会議において、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

（以下は前年度事業の例示）

1. ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備

- ・最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現等
- ・公共交通利用環境の革新等
- ・ICT等を活用した多言語対応等
- ・旅行安全情報共有プラットフォームを通じた旅行者の安全の確保 等

2. 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化

- ・戦略的な訪日プロモーションの実施 等

3. 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

- ・世界に誇る観光地を形成するための観光地域づくり法人（DMO）の体制整備
- ・新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等
- ・文化財や国立公園等に関する多言語解説の整備
- ・文化財や国立公園等を活用したインバウンドのための環境整備 等

歴史的資源を活用した 観光まちづくり



史実に基づいた入城体験
（イメージ）

地域観光資源の サステナブルな活用推進



散居村を後世に残す観光の取組
（イメージ）

高付加価値な インバウンド観光地づくり



訴求力のある魅力的コンテンツ
（イメージ）



上質なインバウンド宿泊施設
（イメージ）

参 考 資 料 目 次

(1) 地域観光事業支援（需要喚起支援）	27
(2) 「全国を対象とした観光需要喚起策」（全国旅行支援）について	27
(3) 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化	28
(4) 地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出	28
(5) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	29
(6) 観光DX推進緊急対策事業	29
(7) これまでの政府の取組の流れ	30
(8) 観光立国実現に向けた実施体制	30
(9) 明日の日本を支える観光ビジョン 目標値と進捗状況	31
(10) 訪日外国人旅行者数の推移	31
(11) 訪日外国人旅行者数及び割合〔国・地域別〕（2021年）	32
(12) 外国人旅行者受入数の国際比較（2020年）	32
(13) 訪日外国人旅行消費額（2019年、2020年）	33
(14) 国内における旅行消費額（2019年、2021年）	33
(15) 出国日本人数の推移	34
(16) 持続可能な観光（観光SDGs）の推進	34
(17) 国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について	35

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、感染状況を踏まえた各都道府県の判断により行う、県民割（当該都道府県の旅行商品や宿泊サービスに対する割引及び地域限定で旅行期間中に使用可能なクーポン券等を付与する事業）に対する財政支援。

支援内容・実施期間

<支援内容>

- **居住地と同一都道府県内の旅行及び都道府県間の同意を前提に、隣接する都道府県及び同一地域ブロック内の都道府県からの旅行を支援。**
- 支援内容など制度設計は全て都道府県において決定。
 ※国は**1人泊当たり5千円・商品代金の50%を上限に支援**
 （日帰り旅行の場合は1人当たり5千円・商品代金の50%を上限）
- 地域限定で旅行期間中に使用可能なクーポン券など、地域の土産物店、飲食店、公共交通機関などの地域の幅広い産業に裨益する支援策を併せて実施する場合は、**1人泊当たり（日帰り旅行の場合は1人当たり）2千円を上限に追加支援。**

<要件>

- **ワクチンを3回接種済であること又は検査結果が陰性であることを利用条件としていること**（ただし、感染拡大局面になく、感染リスクが低いと知事が判断する都道府県における同一県内旅行は、ワクチン2回接種又は陰性の検査結果とすることも可能）。
- **支援対象とする都道府県が事業実施県の割引事業の内容に同意していること。**
- **旅行先又は出発地の都道府県がレベル3、緊急事態措置対象、まん延防止等重点措置対象（措置区域に限る）となった場合は停止。ただし、レベル2相当であっても、感染拡大局面にあると知事が判断する場合には、都道府県知事の判断により停止可能。**

「全国を対象とした観光需要喚起策」（全国旅行支援） について

- 「全国を対象とした観光需要喚起策」（全国旅行支援）については、**今後の感染状況を見極めた上で、感染状況の改善が確認できれば、速やかに全国旅行支援を実施。**
- 今後の観光需要喚起策については、**感染状況や観光需要の動向等も踏まえて、臨機応変に対応。**

「全国旅行支援」の概要

（令和4年6月17日公表）

国の支援事業として、支援水準は、以下のとおり全国一律とする。

<割引率>

・40%

<割引上限額>

- ・交通付旅行商品：8,000円（一泊当たり）
 （鉄道、バス、タクシー、航空、フェリーなど）
- ・上記以外：5,000円

<クーポン券>

平日：3,000円
 休日：1,000円

- 観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・DMO等による**観光地再生に向けた地域計画の作成**や**同計画に基づく改修事業等を強力に支援**。
- 観光地全体が裨益する大規模な改修への支援を可能とするため、**予算額1,000億円を確保するほか、宿泊施設改修について、補助上限を1億円とするとともに経営体力の低い事業者に対する補助率を2/3に引き上げる**といった措置を講じる。

参考：令和2年度3次補正で措置された「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」の予算額は550億円、補助上限は2,000万円、補助率は1/2
 ※ 計画に参加する事業者において従業員の上げに取り組む地域を優先的に採択

① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体が取りまとめて作成

中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、
 ・地域の合意形成、・地域再生のコンセプトづくり、・個別施設の改修計画の磨き上げ、・資金調達などの点について、地域の取組を国が支援（専門家派遣等の実施）

② 地域計画に基づく事業支援

地域計画に基づく、面的な観光地再生に資する事業を強力に支援

宿泊施設の高付加価値化

観光地の面的再生に資する
 宿泊施設の大規模改修支援

補助上限1億円（補助率原則1/2（※））
 ※ 投資余力に乏しい事業者について、一定の条件を満たしたものについては補助率2/3



観光地魅力向上のための廃屋撤去

観光地の景観改善等に資する
 廃屋の撤去支援

補助上限1億円（補助率1/2）



観光施設改修

土産物店や飲食店等の
 改修支援

補助上限500万円（補助率1/2）



公的施設への観光目的での改修

立地の良い公共施設への
 カフェ等の併設などの改修支援

補助上限2000万円（補助率1/2）
 ※ 民間への運営委託等、民間活力導入が条件



- 地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、**地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援**を実施する。

施策イメージ

（ツアー、旅行商品等の企画・開発費、モデルツアー実施費、プロモーション費等を支援）

自然

地域ならではの自然
 を活用した体験型ア
 クティビティの造成



食

地域の名物食体験
 や地域特性を活か
 した新メニューの
 開発



歴史・文化・芸術

地域に根付く文化・
 芸術を観光客が体験
 できるプログラムの
 造成



地場産業（生業）

地域で営まれてきた
 生業を題材とした体
 験・学習プログラ
 ムの造成



交通

地域のシンボルであ
 る交通を活かした、
 地域ならではのコン
 テンツの造成








<補助率・補助上限額>

補助率：500万円まで定額（10/10）+ 500万円を超える部分については1/2

補助上限額：1,000万円

○ 訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行を満喫できる環境を整備するため、**宿泊事業者が行うサービス提供体制の強化、交通事業者等が行うキャッシュレス決済対応、バリアフリー化、観光列車の導入等、観光人材のインバウンド対応能力の向上、ハイブリッドMICEの開催促進に向けた取組等を支援する。**

<p>宿泊施設のデジタル技術を活用したサービス提供体制の強化</p> <p>○ポストコロナを見据えたデジタル技術を活用した情報管理の高度化など、旅行者のニーズへの対応を図ることにより、宿泊事業者の生産性向上等に資する取組を支援</p>  <p>宿泊施設の顧客管理システム</p> <p>補助率：1/3 事業主体：宿泊事業者</p>	<p>地域の観光人材インバウンド対応能力の強化</p> <p>○観光・交通事業者等における外国人接客能力の向上を図るため、接客能力に長けた「全国通訳案内士」等を講師として地域へ派遣、研修を実施</p>  <p>通訳案内士等の専門家の派遣</p>
<p>交通サービスインバウンド対応支援</p> <p>○感染対策にも資する非接触式キャッシュレス対応など、公共交通機関における受入環境整備を支援</p> <p>[支援例]</p>  <p>キャッシュレス決済対応</p>  <p>魅力ある観光バス</p> <p>補助率：1/3、1/2等 事業主体：交通事業者等</p>	<p>インバウンドの再開を見据えたハイブリッド形式のMICE開催</p> <p>○ワクチン接種証明・PCR検査等を活用して感染症対策を徹底した、オンラインと対面によるハイブリッド形式のMICEの開催に関する実証を実施</p>  <p>ワクチン接種証明及び陰性証明の提示</p>

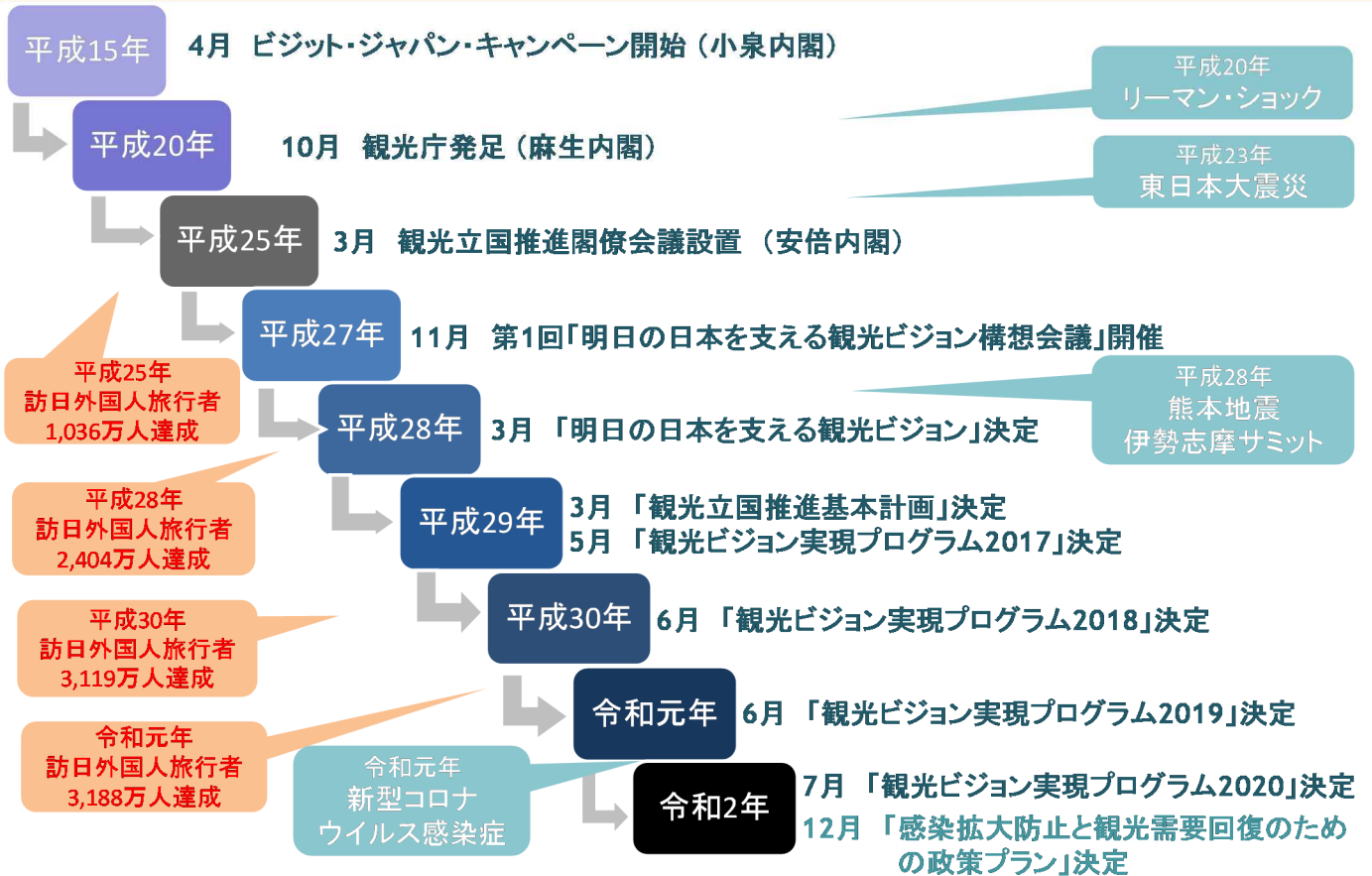
○その他、空港における旅客手続き等の環境整備、スノーリゾートの整備など観光地の魅力向上、海洋周辺地域における訪日観光促進、クルーズの安全安心な再開促進、サステナブルな観光コンテンツ強化等を支援

○ 地方公共団体・DMO、地域の観光事業者、先進技術を保有する企業等が一体となって、デジタル技術を活用し、観光地の混雑回避や移動円滑化、観光客の周遊の促進、再来訪の促進など、観光地経営の改善を図るための実証事業を行う。

施策イメージ

<p>観光地の密を避けるための混雑回避・移動円滑化</p> <p>センサー等を活用した地域内混雑度の表示による混雑回避の誘起、駅・施設等の混雑予測を踏まえた移動の円滑化等を図る。</p>  <p>32%</p> <p>支援対象</p> <p>実証事業等に必要の諸経費（例：企画費、事業運営費）</p>	<p>観光消費を地域全体に広げるための周遊促進</p> <p>渋滞の可視化等により、特定地点における観光客の滞留を避け、ウォーキング・自転車・自家用車等での周遊促進を図る。</p>  <p>ドライブでポイントが貯まる → 渋滞を避けたらポイントが貯まる → ポイントを利用する</p> <p>お得に渋滞回避</p> <p>求める体制</p> <p>地方公共団体・DMO、地域の観光事業者、先進技術を保有するベンチャー・大学・企業等からなるコンソーシアム・団体</p>	<p>観光消費を一過性で終わらせないための来訪者のリピーター化</p> <p>地域内の移動データ等を活用した観光地・観光客の状況把握等を行い、趣味・嗜好に合わせたサービスを提供するなどにより、来訪者のリピーター化を図る。</p> 
---	--	---

これまでの政府の取組の流れ



観光立国実現に向けた実施体制

明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（平成27年11月～開催）

訪日外国人旅行者数2000万人の目標達成が視野に入ってきたことを踏まえ、次の時代の新たな目標設定と必要な対応を検討。

【議長】 内閣総理大臣
【副議長】 内閣官房長官、国土交通大臣
【構成員】 副総理兼財務大臣、地方創生担当大臣、一億総活躍担当大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
(民間有識者)
石井 至 石井兄弟社(旅行ガイド出版社)社長 唐池 恒二 九州旅客鉄道(株)会長
井上 慎一 Peach Aviation(株)代表取締役CEO デービッド・アキンソン 小西美術工芸社社長
大西 雅之 鶴雅グループ代表 李 容淑 大阪国際大学客員教授
小田 真弓 旅館 加賀屋 女将

〈議長：安倍内閣総理大臣〉(当時)

明日の日本を支える観光ビジョン構想会議ワーキンググループ

○ 第1～5回WG：有識者ヒアリングを実施。 ○ 第6回WG：ヒアリングを踏まえた検討課題を整理。
○ 第7～9回WG：テーマ別の議論を実施し、具体的な施策の打ち出し内容を集中的に検討。

平成28年3月30日【第2回本会議】最終とりまとめ
(新たな目標設定と必要な対応方策)

「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定

〈座長：菅内閣官房長官〉(当時)

2030年 訪日外国人旅行者数：6,000万人 訪日外国人旅行消費額：15兆円

観光戦略実行推進会議

「明日の日本を支える観光ビジョン」で掲げた目標の確実な達成に向け、重点的に取り組むべき課題を明確にし、これまで観光戦略実行推進タスクフォースにおいて推進を図ってきた施策等の推進を図る。

【議長】 内閣官房長官
【副議長】 国土交通大臣、地方創生担当大臣 【構成員】 他の全ての国務大臣

〈議長：菅内閣官房長官〉(当時)

明日の日本を支える観光ビジョン 目標値と進捗状況

戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワークの拡大など、**大胆な「改革」**を断行。

- ・訪日外国人**旅行者数**は、約**3.8倍増**の**3,188万人**に
- ・訪日外国人**旅行消費額**は、約**4.4倍増**の**4.8兆円**に

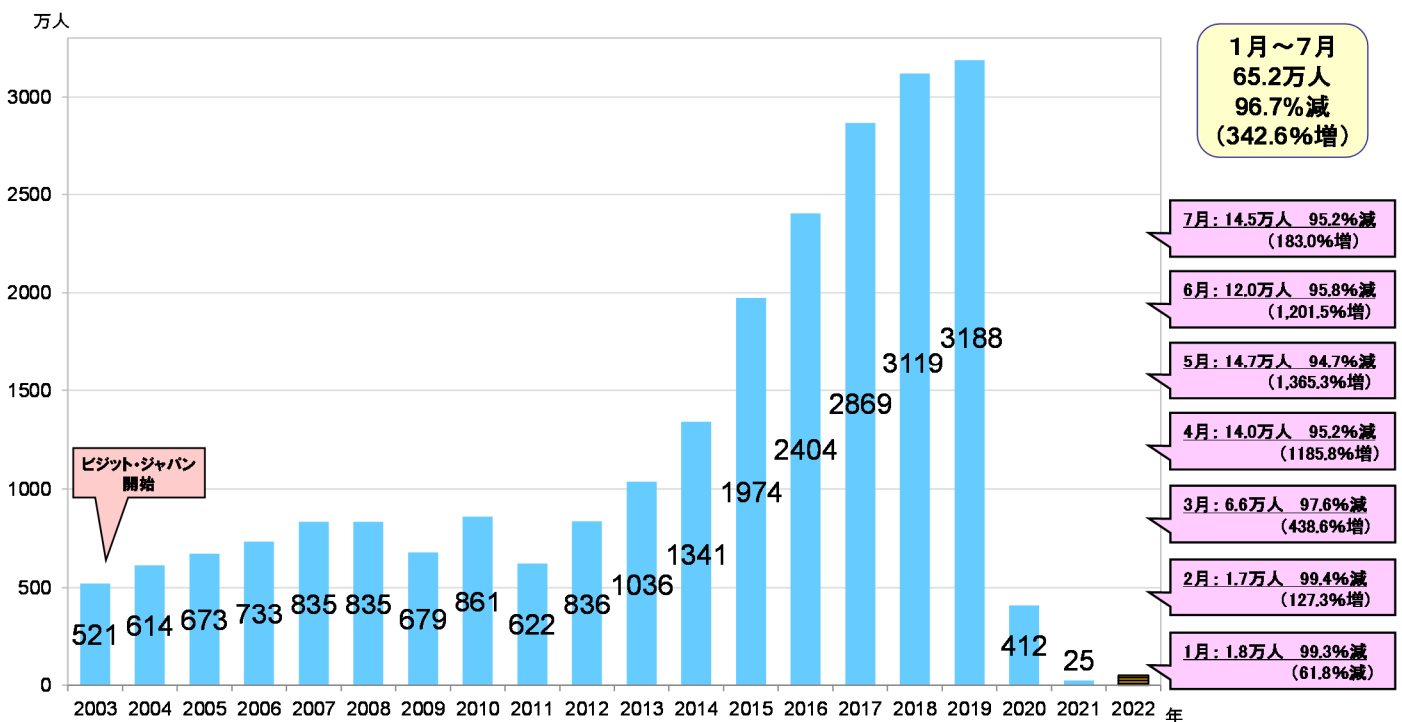
(2012年) (2019年)
836万人 ⇒ 3,188万人
1兆846億円 ⇒ 4兆8,135億円

観光ビジョンで掲げた目標の達成に向けては施策の一層の推進が不可欠

	(実績)	(目標)	参考 (目標)
訪日外国人旅行者数	2019年: 3,188万人	2020年: 4,000万人 (達成率: 79%)	2030年: 6,000万人 (達成率: 53%)※
訪日外国人旅行消費額	2019年: 4.8兆円	2020年: 8兆円 (達成率: 60%)	2030年: 15兆円 (達成率: 32%)※
地方部での外国人延べ宿泊者数	2019年: 4,309 万人泊	2020年: 7,000万人泊 (達成率: 61%)	2030年: 1億3,000万人泊 (達成率: 33%)※
外国人リピーター数	2019年: 2,047万人	2020年: 2,400万人 (達成率: 85%)	2030年: 3,600万人 (達成率: 56%)※
日本人国内旅行消費額	2019年: 21.9兆円	2020年: 21兆円 (達成率: 104%)	2030年: 22兆円 (達成率: 99%)※

※ ()内は2019年実績における2020年、2030年の各目標に対する達成率

訪日外国人旅行者数の推移



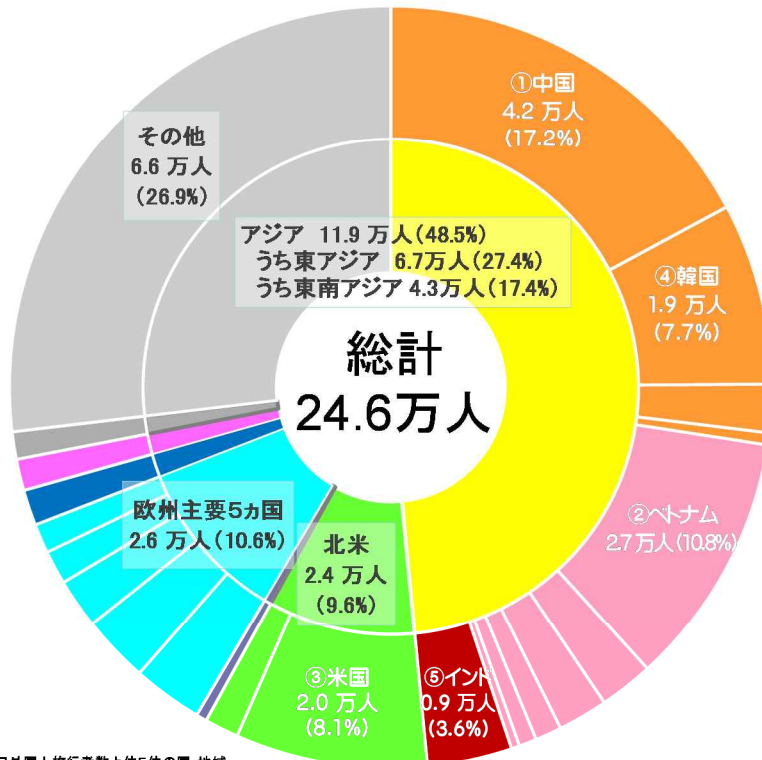
注) 2021年以前の値は確定値、2022年1月～5月の値は暫定値、2022年6月～7月の値は推計値、%は対2019年同月比、()内は対前年同月比

出典: 日本政府観光局(JNTO)

訪日外国人旅行者数及び割合[国・地域別] (2021年)

【確定値】

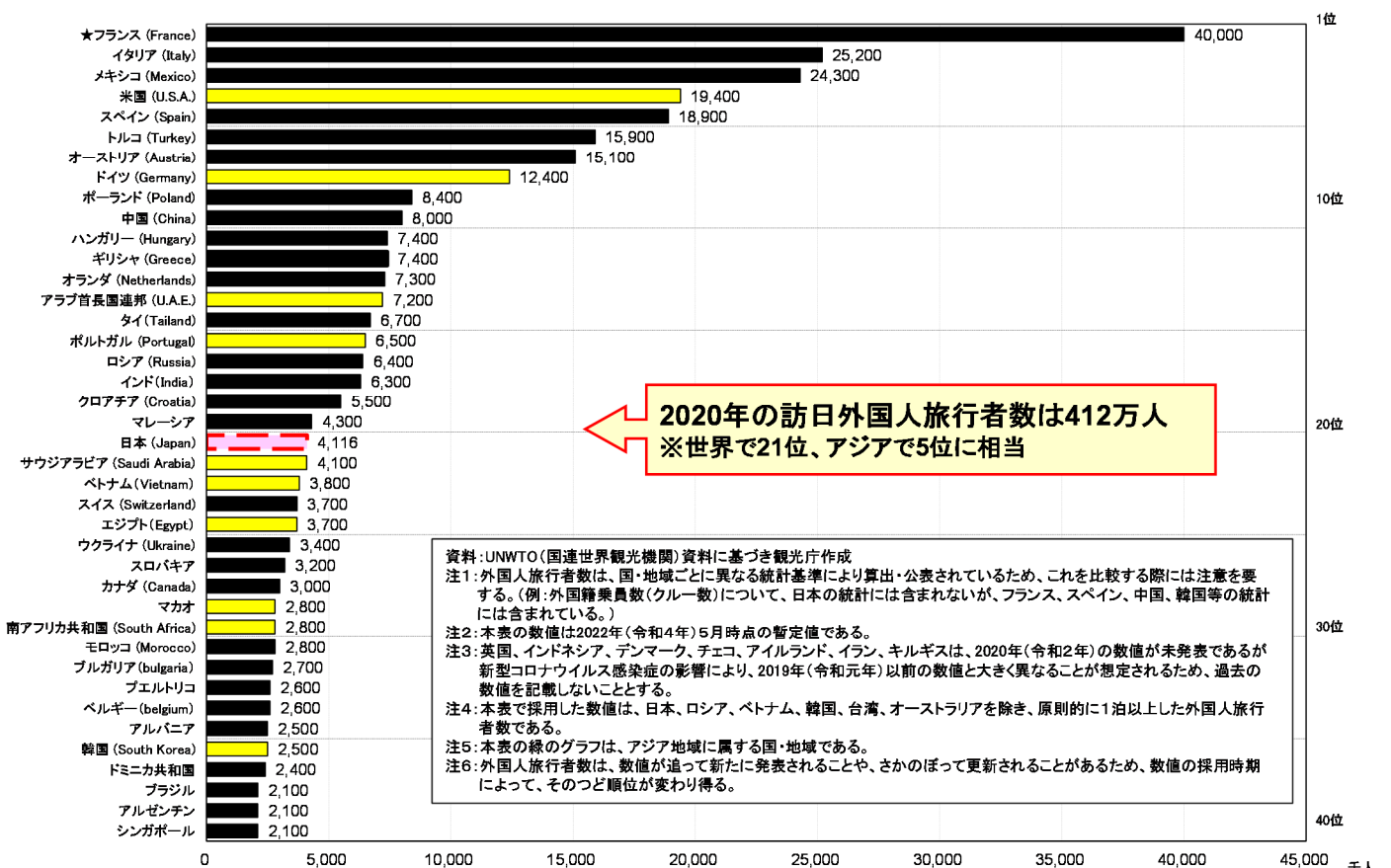
中東	0.3 万人(1.2%)
豪州	0.3 万人(1.3%)
ロシア	0.4 万人(1.5%)
スペイン	0.3 万人(1.2%)
イタリア	0.4 万人(1.4%)
ドイツ	0.5 万人(2.1%)
フランス	0.7 万人(2.9%)
英国	0.7 万人(3.0%)
メキシコ	0.1 万人(0.5%)
カナダ	0.4 万人(1.4%)



台湾	0.5 万人(2.0%)
香港	0.1 万人(0.5%)
フィリピン	0.6 万人(2.3%)
インドネシア	0.5 万人(2.1%)
シンガポール	0.1 万人(0.3%)
マレーシア	0.2 万人(0.7%)
タイ	0.3 万人(1.1%)

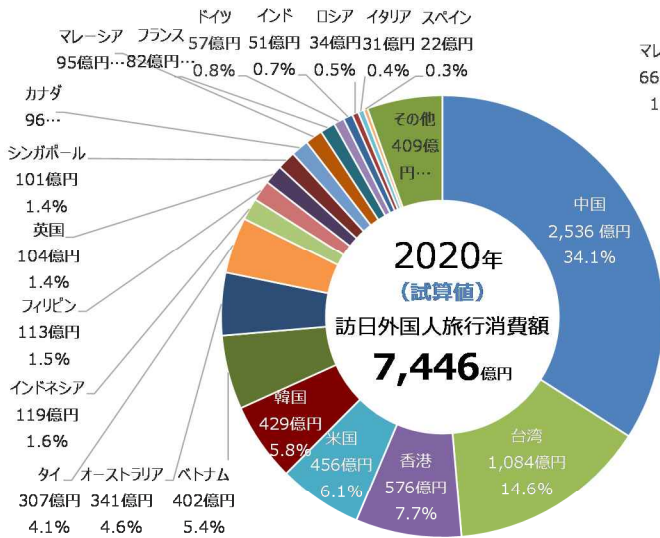
※ ①-⑤は訪日重点市場(上記22市場)のうち訪日外国人旅行者数上位5位の国・地域 (その他分類のネパールが1.2万人(4.8%)で訪日外国人旅行者数総計うち5位)
 ※ ()内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア
 ※ その他には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる。
 ※ 数値は、それぞれ四捨五入にしているため、端数において合計とは合致しない場合がある。
 ※ 日本政府観光局(JNTO)資料より観光庁作成

外国人旅行者受入数の国際比較 (2020年)

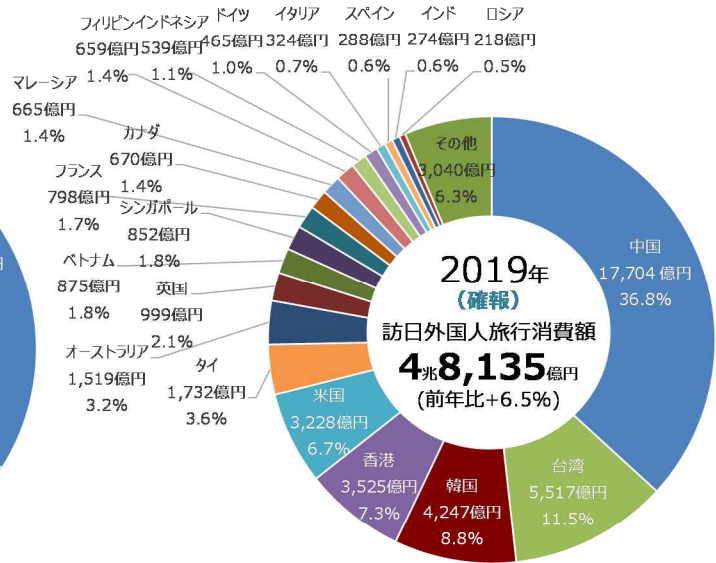


訪日外国人旅行消費額（2019年、2020年）

【2020年（試算値）】



【2019年（確定値）】



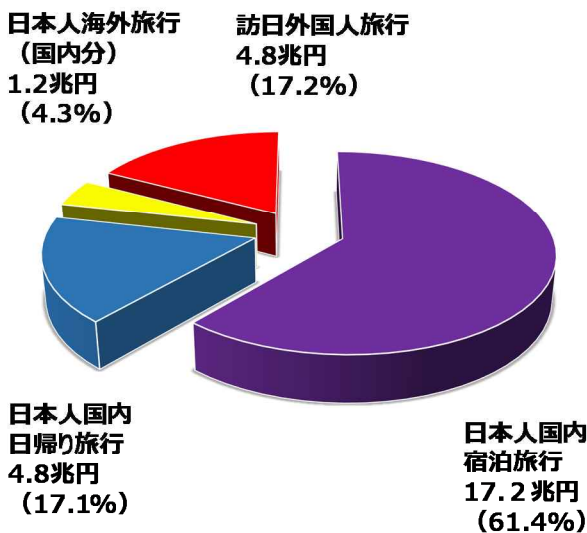
注) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4-6月期、7-9月期、10-12月期の調査は中止となった。2020年1-3月期の調査結果を用いて2020年年間値を試算したため、2020年と2019年以前の数値との比較には留意が必要である。

資料：訪日外国人消費動向調査（観光庁）

国内における旅行消費額（2019年、2021年）

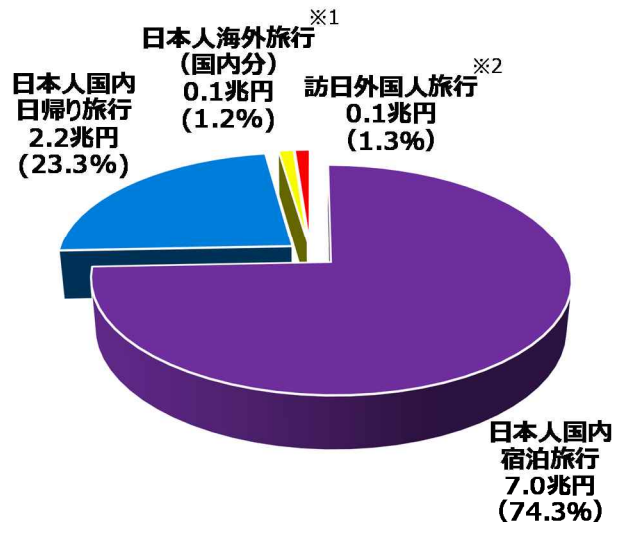
2019年（令和元年）

27.9兆円



2021年（令和3年）

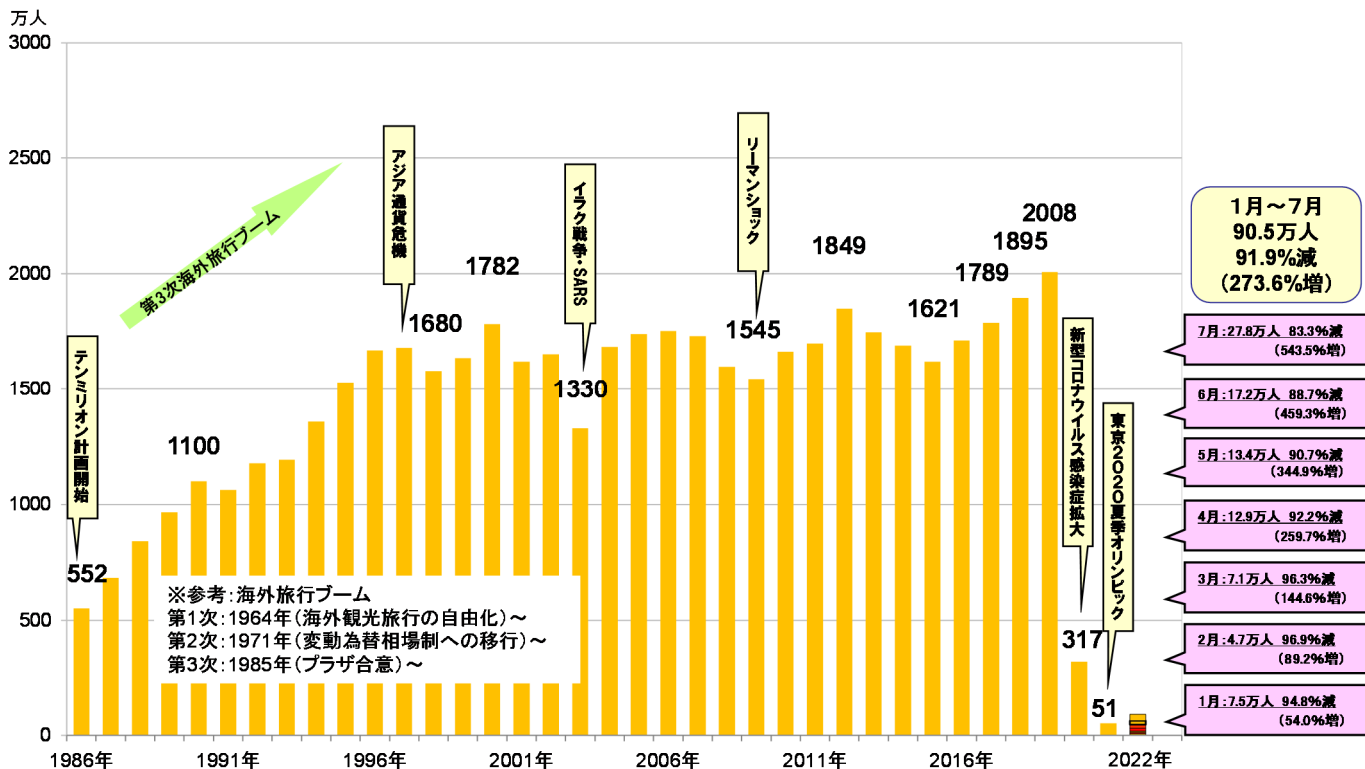
9.4兆円



観光庁「旅行・観光消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」より算出

※1 2021年の「日本人海外旅行（国内分）」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外旅行に関する回答数が少なかったため、試算値

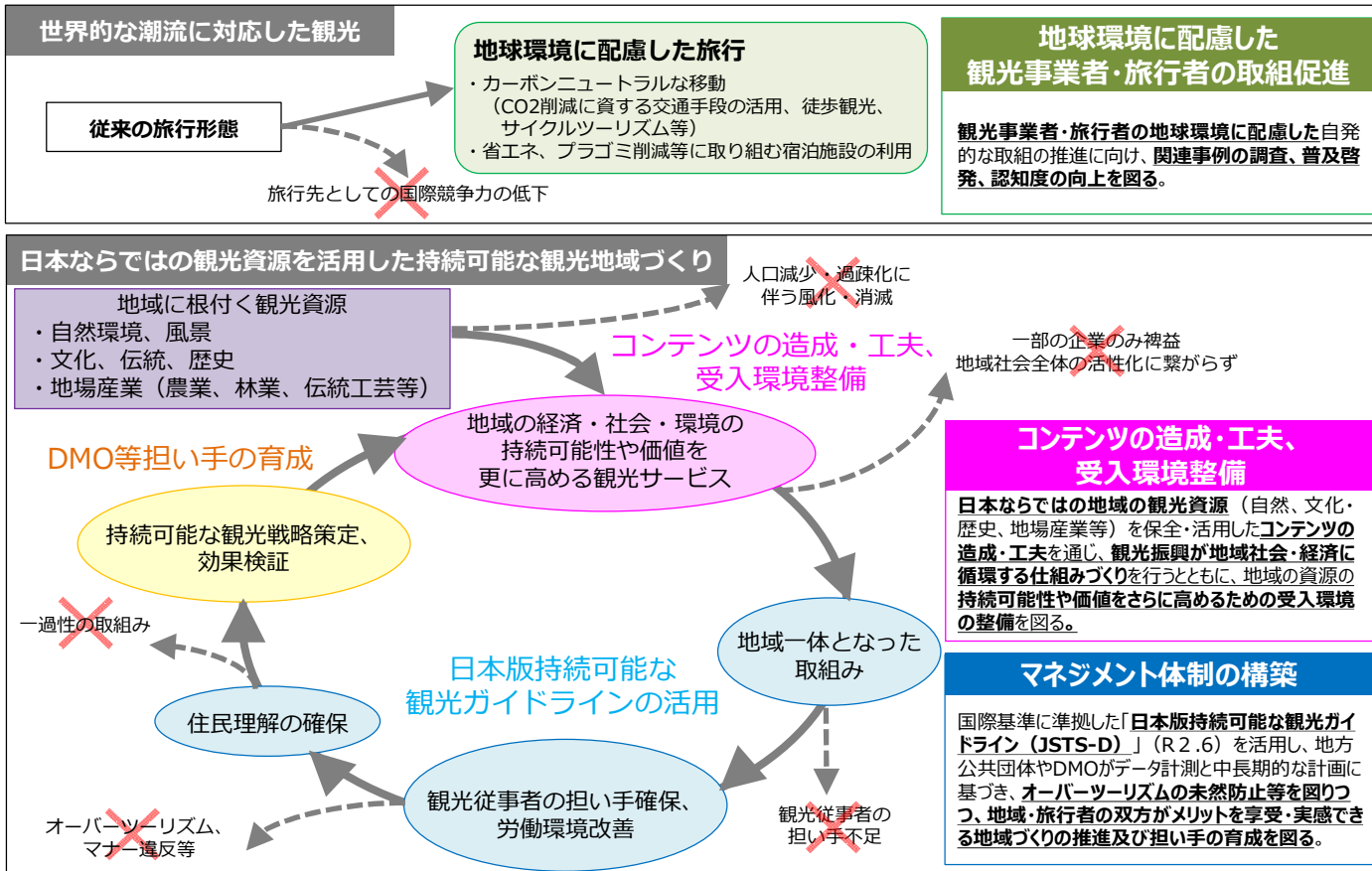
※2 2021年の「訪日外国人旅行」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年は1-3月期、4-6月期、7-9月期の調査が中止となったため、2021年10-12月期の全国調査の結果等を用いた試算値



注) 2021年以前の値は確定値、2022年1月～6月の値は暫定値、7月及び1月～7月の数値は推計値
%は対2019年同月比、()内は対前年同月比

出典: 日本政府観光局(JNTO)

持続可能な観光 (観光SDGs) の推進



国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について

(令和3年12月24日 観光立国推進閣僚会議決定)①

国際観光旅客税の使途に関する基本方針等については、下記のとおりとする。

記

1. 国際観光旅客税の使途に関する基本方針

(1)「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」(平成9年法律第91号)に基づき、以下の3つの分野に国際観光旅客税の税収(以下「観光財源」という。)を充当する。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

(2)観光財源を充当する施策は、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、以下の考え方を基本とする。

- ① 受益と負担の関係から負担者の納得が得られること
- ② 先進性が高く費用対効果が高い取り組みであること
- ③ 地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること

(3)使途の適正性の確保

観光財源の使途の適正性を確保する観点から、受益と負担の関係が不明確な国家公務員の人件費や国際機関分担金などの経費には充てないこととする。

(4)第三者によるチェック

無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。

国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について

(令和3年12月24日 観光立国推進閣僚会議決定)②

2. 令和4年度において観光財源を充当する具体的な施策・事業

令和4年度予算においては、今後の国際旅客の流動の見通し等を踏まえて算出した総額90億円の歳入について、上記1.の基本方針に基づき、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充など特に新規性・緊急性の高い以下の施策・事業に充てることとする。

※国際民間航空機関(ICAO)の国際旅客の推計を参考に作成。

	金額	執行官庁
①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備	29億円	法務省
	4億円	財務省
	3億円	観光庁
②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化	4億円	文化庁
	4億円	環境省
③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上	18億円	文化庁
	18億円	環境省
	1億円	観光庁
	9億円	宮内庁

3. 国際観光旅客税の使途に関する予算編成の考え方

観光財源を充当する具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、常に上記1.(2)の考え方を満たすものとなるべく、毎年度洗い替えが行えるよう、観光戦略実行推進会議において、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

また、受益と負担の関係を明確化し、予算の総合性の確保等を図る観点から、観光財源を充当する具体的な施策・事業について、予算書においても観光財源を充当する予算を明確化し、観光庁に一括計上した上で、関係省庁に移し替えて執行する。ただし、三の丸尚蔵館の整備に係る経費については、皇室経済法(昭和22年法律第4号)を踏まえ、皇室費における宮廷費として整理する。

以上

(この冊子は、再生紙を使用しています。)